

○逗子市深夜花火規制条例

平成18年 6 月30日

逗子市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、逗子市環境基本条例（平成9年逗子市条例第2号）の本旨を達成するため、深夜における花火について必要な規制を行うことにより、安眠の妨害等の防止を図り、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 海岸、道路、公園、広場、河川、その他市民等が自由に出入りできる場所をいう。
- (2) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。
- (3) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火又は行事等に用いられる煙火の爆発又は燃焼をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 逗子市内において事業を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策（以下「施策」という。）を策定及び実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、花火をするときは、近隣住民に迷惑をかけてはならない。

- 2 市民等は、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(深夜花火の規制)

第6条 市民等は、公共の場所において深夜に地域の静穏を害する花火をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する

行為をすることができる。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に支障がないと認めた場合

(特別対策区域の指定)

第7条 市長は、逗子市環境基本条例第16条に規定する逗子市環境審議会の意見を聴き、公共の場所における深夜の花火が生活環境の保全上著しく支障をきたすおそれがあると認める区域を深夜花火特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、特別対策区域を指定したときは、規則に定めるところにより告示しなければならない。

3 特別対策区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(指定の解除及び変更における準用)

第8条 前条の規定は、特別対策区域の指定の解除及び変更について準用する。

(勧告及び命令)

第9条 市長は、特別対策区域内において、深夜の花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命じることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。